

新旧対照表

○延岡市地域公共交通活性化協議会規約

新	旧
<p>(目的) 第1条 地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>(協議事項)</u> 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。</u></li> <li>(2) <u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。</u></li> <li>(3) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第6条第1項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うこと。</u></li> <li>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></li> </ol> </p> <p>(事務所) 第3条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路2番地1に置く。</p> <p><b>(第2条に統合)</b></p>	<p>(目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所) 第2条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路2番地1に置く。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</li> <li>(2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> </p>

第4条～5条 (変更なしのため省略)

(協議会の委員)

第6条 協議会は別表第1に掲げる者により構成するものとし、その委員は関係団体の長が指名する者とする。

2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を延岡市総合政策部地域政策課におくものとする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 (変更なしのため省略)

(分科会)

第9条 協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理す

第4条～5条 (変更なしのため省略)

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

(1) 延岡市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者

(4) 一般社団法人宮崎県バス協会

(5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会

(6) 住民又は利用者の代表

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(8) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 (変更なしのため省略)

- るため、分科会を置くことができる。
- 2 分科会に属すべき委員は、協議会の会長が指名する。
  - 3 分科会は、協議の結果について、協議会に報告するものとする。
  - 4 分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条第5項の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、延岡市総合政策部地域政策課に置く。
  - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第14条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、延岡市地域・離島・交通政策課に置く。
  - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第12条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち

切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1 は別紙資料 2 の通り)

切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。